



基本計画

第1章 安全・安心、健康分野

町民一人ひとりが健やかに自分らしい生活を送ることができ、誰もが笑顔で暮らしていくために、日常の健康づくりに積極的に取り組む環境づくりや意識啓発など、家庭・地域・行政が連携して推進します。

町民が、いつでも医療や介護を受けることができるよう地域医療・介護体制の充実を図るとともに、「健康寿命の延伸」と「生活の質(QOL)の向上」をめざし、心身両面での健康の保持と増進を図りながら医療や介護費の適正化に努めます。また、介護が必要な人や障害のある人も、自分らしく住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう保健、医療、教育、福祉サービスを充実し、お互いに支え合いながら、家庭や地域の中で安心して暮らせる地域包括ケア^{*12}システムを推進します。こうした取組などの支援体制の充実を図りながら、地域共生社会^{*11}の実現をめざします。

一方、安全・安心なまちづくりをすすめるために、快適な生活環境の整備と人口減少・超高齢化社会に対応できる持続可能なまちづくりと調和をもってすすめる必要があります。

当町の豊かな自然環境と地域の利便性をさらに活かすために、道路網の整備や水道水の安定供給、生活排水対策など、住みやすい住環境を備えた社会基盤整備を進めます。加えて、社会基盤や公共施設を良好に管理し、持続的なサービスを提供していくため、計画的に修繕や更新を行い、その長寿命化を図ることで、施設の安全性の確保と安心して利用できる環境を提供していきます。さらに、町民が安心して暮らせるよう、関係機関と連携した交通安全対策や防犯対策を推進します。

また、自然災害から町民を守る防災拠点、消防、救急など迅速に対応できる体制を整備し、様々な防災・減災への体制づくりを進めます。

公共交通機関については、その特性や利用者の動向等のデータを分析しながら、それらを有機的に結び付ける方策や利便性の向上、利用促進のための取組を進め、暮らしやすさと活力を支える基盤を整えていきます。

1 社会福祉の充実

所管課 福祉介護課

■ 現状と今後の課題

高齢化が急速に進展する現代社会において、すべての高齢者の尊厳が尊重され、住み慣れた地域で生きがいに満ちた豊かな生活を安心して暮らせるよう地域社会の実現が求められています。

高齢化に伴う様々な課題に対しては、地域包括ケア^{*12}システムをより深化させ、高齢者の自立支援及び要介護度の重度化防止など、介護を必要とする高齢者等が自分らしく在宅生活を続けられるための体制整備が求められています。また、家族介護者の介護離職等をなくすため、地域住民が役割を持ち、支え合いながら活躍できる「地域共生社会^{*11}」の実現に向けた介護サービスのあり方が課題となっています。

障害者施策をみると、障害者の積極的な社会参加の促進が障害者福祉の充実につながることとなります。直接的な事業としては実施できていないのが現状です。今後、福祉サービスの一環として、相談支援専門員や各事業所等と連携を強化し、障害者等が安心して暮らせる地域体制について協議していく必要があります。

また、地域社会を取り巻く環境の変化に伴って、福祉ニーズの多様化・複雑化、複合的な課題を有する相談ケースの増加といった状況がみられており、分野を問わず包括的に相談支援を行えるような体制の構築が求められています。

児童福祉では、子育てを支える地域社会との結びつきの強化や、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援、子どもの安全確保など、すべての子どもが健やかに成長できるよう総合的な施策の展開が課題となっています。

■ 施策の方向性

高齢化は今後さらに進展すると見込まれており、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自身の能力に応じ自立した日常生活を営むことができる体制づくりが求められています。そのため、介護給付等対象サービスの充実を図るとともに、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策や生活支援サービスの充実など、地域包括ケア^{*12}システムの深化・推進に向けて取り組みます。

一方、認知症高齢者を抱える家族に対する相談支援や、地域による見守り体制の構築を図るとともに、認知症に関する正しい知識や予防の周知啓発に努めます。認知症高齢者に対しては、自立した生活を送るために必要な成年後見制度等の活用を促進します。

障害者施策では、地域で安心して暮らせるよう障害福祉サービスの拡充に努めるとともに、医療・福祉などの相談業務のネットワークの強化、障害者等の積極的な社会参加の促進や自立をめざした体制づくりを推進します。

(基本施策)

1 社会福祉の充実



(取組施策)

- (1)在宅福祉サービスの充実
- (2)高齢者・障害者の社会参加の促進
- (3)子育て支援等福祉対策の充実
- (4)心ふれあう交流機会の創出

» 成果指標	現 状	目 標
➢ 子育て世代包括支援センター	2020(令和2)年度設置	周知・事業拡大
➢ 包括的相談支援体制の構築	2020(令和2)年度開始	周知
» 主な目標	現 状	目 標
➢ 子育て世代包括支援センター	2020(令和2)年度 設置予定	相談機能のほか、 4事業の新規実施
➢ 住民主体の通いの場の実施個所数	3か所	10か所

■ 取組施策の推進

施策(1) 在宅福祉サービスの充実

高齢者が要介護状態等となることへの予防、または要介護状態等の軽減・重症化防止の推進にあたっては、機能回復訓練等によるアプローチだけではなく、生活機能全体を向上させ、活動的で生きがいを持って生活を営むことのできる生活環境の整備等に取り組みます。地域の要援護高齢者^{※18}等の心身の状況及びその家族の実態を把握し、介護ニーズの評価を行い、サービス提供に努めます。また、健康診断等で「もの忘れ検診」を実施し、認知症の早期発見・早期受診につなげていきます。一人暮らしの高齢者や高齢者世帯についても、ボランティアによる除排雪などの生活支援を推進し、安心して暮らせるよう関係機関の訪問による見守り事業の充実を図ります。

施策(2) 高齢者・障害者の社会参加の促進

高齢者や障害者の方のボランティア活動の支援や社会参加できる社会の実現をめざします。

社会における自身の役割を見いだし、生きがいを持って積極的に社会に参加できるよう各種社会環境の条件の整備に努め、支援していきます。



高齢者芸能大会

^{※18} 要援護高齢者：認知症や心身機能の低下などのため、日常生活を営む上で何らかの介護や支援を必要とする高齢者。

施策(3) 子育て支援等福祉対策の充実

家庭における多様な保育ニーズに対応するため、関係機関と連携し保育サービスのさらなる充実・整備を図ります。

子育てに伴う家計の負担の軽減を図るとともに、子育てに伴う心理的な負担を軽減するため、ゆとりある教育の実現に向けて検討していきます。

また、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援をめざし、生活の質の改善・向上や胎児・乳幼児にとって良好な育成環境の実現・維持を図ります。

次代を担う子どもたちの健やかな成長のため、児童虐待については児童相談所等の関係機関との連携を深めながら、地域の情報収集を強化し虐待等の早期発見に努め、児童福祉サービスの一層の充実を図ります。

施策(4) 心ふれあう交流機会の創出

地域の公民館等で住民同士がより身近に気軽に集まれる居場所づくりを実施します。

子どもから高齢者までだれでも参加できる交流会や介護予防を目的とした体操教室等の活動を通して、高齢者の社会的孤立の解消、心身の健康保持や介護予防につなげます。

■ 協働の役割

町 民	○誰もが生きがいをもって生活を営むことができることを意識し、子育てから介護まで地域との関わりを持っていきます。
地 域	○育児や介護をしている家庭の孤立を防ぐため、交流の場の提供等を図り、環境の充実を図ります。
事 業 者	○各事業に関するニーズの把握に努め、町民の心身の健康の保持に努めます。

2 保健・医療・福祉の充実

所管課

健康増進課、福祉介護課、中央病院

■ 現状と今後の課題

2018（平成30）年公表の平均寿命（2015（平成27）年時点）をみると、男性77.6歳（全国ワースト3位）、女性85.4歳（全国ワースト12位）という結果でした。死因はがん、心不全、高血圧、腎不全等の生活習慣病関連の疾患が多く、さらに県内他市町村に比べて不慮の事故や自殺の割合が高い状況です。

特定健診受診率（2017（平成29）年度41.8%）・特定保健指導率（2017（平成29）年度42.6%）は、上昇傾向にあるものの国の目標を下回っており、受診率・指導率のアップが必要です。

高齢化率をみると、2017（平成29）年は37.0%と全国平均27.7%と比べて高い数値となっており、前期高齢者より後期高齢者の伸びが上回っています。

高齢者のいる世帯は年々増加し、特に高齢者単身世帯の割合は2017（平成29）年に22.5%まで増加し、高齢者夫婦世帯は11.2%となっています。家族による介護が期待できない高齢者単身世帯が増加していることから、今後ますます在宅サービスや施設サービスの必要性、地域での支え合いの必要性が高まることが予想されます。

また、持続的な地域医療提供のため、医療・介護従事者の確保、育成も課題となっています。

■ 施策の方向性

2018（平成30）年12月4日の「健康なまちづくり宣言」を契機に、健康づくりに関する様々な取組を強化・推進しています。また、住み慣れた地域で人生の最期まで安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉の一体的なサービス提供を促進し、地域包括ケア^{※12}システムの深化・推進に努めます。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう介護予防に努めるとともに、要介護状態になっても自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう保健・医療・介護・福祉の多様な職種や関係機関が連携し、協働を図りながら医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケア^{※12}システム）の構築が必要です。地域包括ケア^{※12}システムの構築にあたっては、地域住民がともに支え合う地域づくりを同時に進めていく必要があります。

国民健康保険及び後期高齢者医療保険については、適正な医療機関の受診の啓蒙と合わせて、財政運営主体と連携し、さらなる財政基盤の強化、負担の公平化、医療費適正化等を図り、持続可能な保険制度の構築をめざします。



健康宣言

(基本施策)

2 保健・医療・福祉の充実

(取組施策)

- (1)地域における健康づくりの推進
- (2)地域医療体制の充実・切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築
- (3)保健・医療・福祉の連携とネットワーク構築の推進

» 成果指標	現 状	目 標
➢ 平均寿命の延伸と医療費の適正化	県内他市町村と比べ、平均寿命が短く医療費が高い	医療費を県内市町村の平均値まで改善する
➢ 地域包括ケア※12システム	他職種連携、地域ケア会議等での情報共有、検討	地域資源の開発、地域づくり

» 主な目標	現 状	目 標
➢ 特定健診受診率	41.8%	60.0%
➢ 特定保健指導実施率	42.6%	60.0%
➢ 地域資源の開発、地域づくり	地域課題の把握	地域住民が支え合う地域共生社会※11の実現

■ 取組施策の推進

施策(1) 地域における健康づくりの推進

当町では、「早期すこやか生活習慣病健診」として小学校5・6年生と中学校2年生に実施しています。児童生徒自身が自分の体を知ること、また保護者が自分を含め家族の食事や運動等を意識して実践することを目的に、若年者の健診実施に取り組んでいます。

また、特定健診の積極的な受診勧奨を行い、受診率・指導率いずれも60%を目標に取組を強化していきます。

施策(2) 地域医療体制の充実・切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築

急性期^{※19}治療を経過、または在宅療養中の患者等の受入れ及び患者の在宅復帰支援等を行う機能を有し、地域包括ケア^{※12}システムを支える役割を担う地域包括ケア^{※12}病床を有効に活用し、入院から在宅へのスムーズな移行への準備・調整を行うプロセス、チーム医療による在宅医療（訪問診療、訪問看護、訪問リハ等）の提供を積極的に実施します。

施策(3) 保健・医療・福祉の連携とネットワーク構築の推進

地域における保健医療サービスや福祉サービスを総合的に提供します。地域包括支援センターを適切に運営するとともに、多様な職種や関係機関との連携協働による地域包括支援ネットワークの構築を積極的に進めます。

また、地域包括ケア^{※12}システムの構築にあたっては、「支える側」「支えられる側」の関係性を超えた「我が事・丸ごと」の地域共生社会^{※11}の実現のため、世代を超えて地域住民がともに支え合う地域づくりを進めていきます。

■ 協働の役割

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ○自らの心身の状態に応じて、主体的かつ継続的な健康づくりに取り組みます。 ○安心して満足度の高い医療を受けるため、医療資源に限りがあることを自らが自覚して有効に活用していきます。 ○高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯、認知症高齢者等の増加が見込まれることから、地域住民が支え合う地域共生社会^{※11}の実現をめざします。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ○当町唯一の病院として中心的な役割を担いながら、各診療所及び関係機関等と連携を図り、診療体制の維持・向上をめざします。 ○保健・医療・介護・福祉関係者等多職種と地域住民等が地域の課題を共有し、資源開発や政策形成につなげながら、多様な機関との連携協働により地域包括ケア^{※12}システムの構築、地域づくり「地域共生社会^{※11}」の実現に向けて推進します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○地域に根付いた医療機関として、町民が安心して受診・療養できるよう、患者に寄り添った丁寧な患者サービスを提供し、町民に信頼される病院をめざします。 ○安定的な診療体制の確保と適切な医療の提供のため、医療・介護従事者の確保、育成をめざします。

※19 急性期：症状が急激に現れる時期、病気になり始めの時期。
症状に応じて、検査や処置が必要となり、手術を行うこともある。

3 快適な生活環境の整備

所管課

地域整備課、総務課、企画政策課、
生涯学習課

■ 現状と今後の課題

当町の生活環境の向上を図るため町道の維持管理は不可欠であり、危険または狭隘な箇所の解消や舗装補修等、行政連絡員からの要望などに応じ補修等を実施しています。

除雪に関しては除雪車の台数や予算に限界があるなど、すべての住民の要望に応えるのは厳しい状況となっています。

また、快適な環境形成として公園や花のある景観など、ゆとりや安らぎ、豊かさを実感できる空間づくりが求められています。

住環境においては、人口減少・高齢化が進み、今後の住宅需要は縮小していくことが想定されますが、将来にわたり持続可能で安全・安心な住みよい環境の保持が求められます。増加が目立つ空き家への対応も必要となっています。

上水道は、人口減少や節水家電の普及により水需要が減少傾向にあるため、水道料金収入に影響を及ぼしています。また、高度成長期等に建設された水道施設の老朽化が進み、大規模な更新の時期を迎えており、安全・安心な水の供給や災害時にも安定的な給水を行うための施設水準の向上等が求められており、その基礎となる運営基盤の強化や技術力の確保等が必要とされています。

下水道は、衛生的で快適な生活環境の確保には欠かせない施設であり、河川や海などの水環境を守るうえで重要な役割を担っています。今後も、下水道計画に基づいて処理区域の拡大と加入率向上を図るほか、適切な維持管理により施設を長期的に安定稼働させる必要があります。また、下水道処理区域外の排水対策も充実を図る必要があります。

■ 施策の方向性

各地域が交流・連携を深められるよう、道路交通ネットワークの機能向上や維持管理を行い、町民の生活基盤の充実を図ります。

花と緑にあふれる豊かで魅力的な地域と文化の創造、快適な都市空間の形成、地域社会の活性化を通じて持続可能な社会を実現するため、今後も花をはじめとした植物等を通じたまちづくりに取り組みます。

快適な住まいづくりを支援促進するため、新築やリフォームの費用の一部を助成します。また、空き家増加を抑制するため、放置予防や利活用対策を図り、危険・老朽物件については適正管理や除却の支援を行うなど、総合的な取り組みを進めます。

水需要の低下に伴う上水道の利用率低下が想定されるため、計画的な統廃合や各種機器を更新します。また、近年の災害増加を踏まえ、安全・安心な水道水を安定的に供給

するため、耐震性を有した管路の更新を図ります。

誰もが安心して水道水を飲めるよう定期的に水質調査を行い、おいしい水の安定供給を図ります。

下水道事業においても、人口減少に伴い収入も減少していくと想定されます。今後は加入率向上と合わせて、効率的な維持管理方法を検討し計画的な運営をめざします。

(基本施策)

3 快適な生活環境の整備

(取組施策)

- (1)生活基盤の充実
- (2)潤いのある空間の確保
- (3)快適な住宅の確保
- (4)おいしい水の安定供給と安全性の確保
- (5)下水道の普及・拡大

» 成果指標	現 状	目 標
▶ 安全対策の向上	必要に応じた対応	対策必要箇所の把握に努め、安心・安全性の向上をめざす

» 主な目標	現 状	目 標
▶ 重要給水施設耐震化率	38.4%	50.0%
▶ 公共上下水道整備率	67.4%	100.0%

■ 取組施策の推進

施策(1) 生活基盤の充実

安全・安心な生活基盤を確保できるようインフラ^{*1}の整備・補修等を実施します。また、インフラ^{*1}マネジメントの観点から、長期的な視点による整備や管理に努め、維持管理コストの最小化・平準化を図るなど、適正管理と老朽化対策等に取り組みます。

冬期道路ネットワークの確保のため、除排雪の充実を図ります。また、流融雪溝を整備し、雪による住民負担を軽減します。

施策(2) 潤いのある空間の確保

花と緑の豊かな環境づくりを通じ、魅力的な地域と文化の創造・活性化を図り、持続可能な地域社会の実現に努めます。

施策(3) 快適な住宅の確保

住宅の新築やリフォームの費用の一部を補助するなど、より快適な住まい確保を支援します。また、使用されていない空き家の利活用を促進し、危険・老朽な空き家については安全措置を図るなど、空き家・空き地に関する総合的な取組を推進します。

施策(4) おいしい水の安定供給と安全性の確保

飲料水の安定供給に対応するため、伏流水等の水源の確保に努めるほか、渇水や災害及び水質事故に備え新たな水資源の開発及び耐震性を有した管路の更新に努めます。

また、誰もが安心して水道水を飲めるよう引き続き定期的な源水水質検査の実施、老朽化している各浄水場の再整備とそれに伴う各種機器の整備・充実、ろ過方式などの改善を行い、おいしい水の供給と安全性の確保に努めます。

施策(5) 下水道の普及・拡大

生活環境の向上や環境へ負荷低減を目標に、下水道事業を推進します。

今後も未普及地区の下水道整備を計画的に実施し、処理区域の拡大を図るとともに、下水道事業が計画されていない地域に対し市町村設置型合併処理浄化槽の導入を促進します。

■ 協働の役割

町 民	○インフラ※1 整備・補修に関する要望や情報を提供し、有効活用を図ります。
地 域	
事業者	○安全・安心や環境への配慮を第一に優先順位を検討し、整備や維持管理を行います。

4 交通体系の充実

所管課 企画政策課

■ 現状と今後の課題

当町は国道4号と青い森鉄道が東西に横断しており、夏泊半島を周回する県道9号や山間部へ延びる県道123号及び町道小湊外童子線など多くの道路が整備され、生活路線として利用されています。

道路網の整備や自家用車普及により住民の利便性は向上した一方で、鉄道やバスなどの公共交通の利用者が減少し、運行ルートや便数の縮小への危惧が続いている。公共交通の縮小と利用者減少の悪循環は、町の財政負担増につながることから、公共交通の利用促進を進める必要があります。

また、地域共生社会^{*11}の観点からも、交通弱者が買物や通院に困らない移動手段の確保が求められており、今後人口減少と高齢化が進む中で、利便性や財政効率に優れた新たな運行方式も含めた交通体系の構築が課題となっています。

■ 施策の方向性

通勤・通学、買物や通院等のための移動を支える主な公共交通機関は町民バスとなります。そのため、利用者が少ないながらも、運行を継続する必要があります。効率的で地域ニーズに密着した路線となるよう、町と交通事業者が連携し、運行を継続する仕組みを検討していきます。

また、高齢化や若者世代の町外流出により、自家用車の利用が減少し、公共交通機関の必要性が高まると考えられます。これらの状況を踏まえ、利便性を確保しながらも効率的で持続可能な交通体系の構築を図っていきます。

(基本施策)

4 交通体系の充実

(取組施策)

（1）公共交通機関と周辺整備

» 成果指標	現 状	目 標
➤ 町民バスの路線数確保	7路線	7路線
» 主な目標	現 状	目 標
➤ 町民一人当たりの町民バス年間平均利用回数	73回	80回

■ 取組施策の推進

施策(1) 公共交通機関と周辺整備

これまでの運行方法にとらわれず、スクールバスとの相乗りやデマンド交通の導入を検討するなど、地域の実情や利用者ニーズに合わせた交通体系の構築に努めます。また、観光客の周遊ルートを意識した路線の提案や隣接市町との観光面での連携など、町外の利用客の増加を図ります。

鉄道に関しては、通勤・通学者の利便性に配慮したダイヤの確保・改善を働きかけ、利用客増大のため、関係機関と連携し、駅舎の快適化や駅周辺の環境整備を推進します。

■ 協働の役割

町 民	○ノーマイカーデーなどをきっかけに通勤・通学時の公共交通機関の利用機会を増やします。
地 域	○駅やバス待合所の環境美化など、気持ちよく利用できる環境づくりに取り組みます。
事業者	○安全な運行や施設・車両の快適化など、利用環境の向上に努めます。

5 消防・防災体制の充実

所管課

総務課、平内消防署、地域整備課

■ 現状と今後の課題

近年、台風や地震による風水害・地滑りなどの自然災害が全国で頻発し、その度に悲惨な映像を目の当たりにし、防災体制や危機管理の強化が求められるようになっています。当町も1966（昭和41）年の大水害など過去の苦い経験を踏まえ、危険箇所の定期的な調査や、治山・治水・急傾斜地整備の一層の充実を図るほか、町民の防災に対する意識啓発など、積極的に防災対策を進める必要があります。

また、現役場所は災害時の防災拠点となる重要な施設ですが、耐震性能不足が指摘されており、建替えや既存財産の活用も含めた整備を早期に検討する必要があります。

■ 施策の方向性

災害から町民の生命・財産を守り、安心して暮らせる地域社会を築くために、平内町防災計画に基づいて、わかりやすい町民向け防災マニュアルの作成、防災・防火意識の高揚や関係機関の連携による指導体制の強化に努めます。

また、町民と行政が協働して消防団組織や自主防災組織の育成等に努めるとともに、県の消防広域化計画と連動し、有事に最大限の力を発揮できる体制づくりに努めます。

(基本施策)

5 消防・防災体制の充実

(取組施策)

- (1)違反是正の推進
- (2)災害に対する機動力の強化
- (3)災害防止対策と防火意識の高揚
- (4)水難救助隊の運用
- (5)幹線道路(国道・県道)の整備促進

» 成果指標

現 状

目 標

➤ 自助・共助・公助による地域防災体制の強化	自主防災組織の育成中	全地域に自主防災組織を設置し、防災力の強化をめざす
➤ 防火対象物の把握	未把握防火対象物が約100件	すべての防火対象物を実態調査により把握

» 主な目標

現 状

目 標

➤ 自主防災組織率の向上	20団体	全地域で組織化
➤ 住宅火災警報器の設置率	平内町70% (全国平均81.6%)	全国平均を上回る90%

■ 取組施策の推進

施策(1) 違反是正の推進

不特定多数の方が利用する店舗や施設に必要な消防設備が設置されていないなどの消防法令違反対象物を公表する制度が2017(平成29)年10月から開始されています。青森消防本部と合同で未把握防火対象物実態調査及び防火対象物査察を行うことにより、事業者並びに町民の防火意識を高めるとともに、違反のは是正に努めます。

施策(2) 災害に対する機動力の強化

大規模地震が発生した場合に備え、防災拠点がその機能を維持できるよう庁舎の建替えや、既存財産の活用も含めた整備を早期に検討し、防災拠点の強化に努めます。

また、2021(令和3)年度の平内消防署新庁舎運用開始に向けて、プロポーザル^{※20}を重ね情報通信システム・訓練施設・ドクターヘリ離着陸場等が検討されているため、近隣住



消防団観閲式

民への周知と説明を行うなど、騒音トラブル等がないよう理解を求めていきます。近年多発している災害や事故に迅速かつ適切に対応できるよう、消防署・消防団・青森消防本部の連携強化を図り、訓練や情報の共有を徹底します。町民への正確な災害情報の発信、各関係機関との連携にはICT^{※21}の活用は有効な手段と考えます。

今後は、少子高齢社会に対応するための地域包括ケア^{※12}システムの推進に向けて、在宅にいる要介護者等の緊急搬送の増加が想定されるため、消防機関と地域包括支援センター等の関係機関との事前相談することにより、救急車の適正利用に繋げます。

施策(3) 災害防止対策と防火意識の高揚

自然災害による被害を軽減するため、行政側の危機管理意識を高め、危険河川の改修や排水路の整備、急傾斜地・傾斜護岸などを計画的に整備するとともに、森林の乱開発の防止と森林施業の適正化を図るなど治山・治水に努めます。

有事の際には被害を最小限に抑えるため、災害対策本部の指揮系統に混乱が起きないように防災組織体制づくり及び救助や復旧活動の広域連帯体制の強化に努めます。また、

^{※20} プロポーザル：企画、提案。「プロポーザル方式」は、そのプロジェクトにとって最も適切な想像力と技術力、そして経験と実績を持つ「設計者（ひと）」を選定すること。

^{※21} ICT：「Information and Communication Technology」の略。情報通信技術。従来から使われていた「IT (Information Technology)」に替わって、通信ネットワークによって情報が流通することの重要性を意識して使用される言葉。

食料・医薬品などの備蓄や指定避難場所の定期点検を実施するとともに、防災連帯施設の整備・充実を図るなど、大規模災害に対する備えを積極的に進めます。

町民自らも普段の防災行動によって家族の生命や財産を守り、安心して暮らすことができるよう、町民向けのわかりやすい防災マニュアルの作成・配布や災害を想定した全町的な防災訓練を実施するなど、町民の防災・防火意識の高揚を図ります。

また、各地域、各保育園・各学校において、有事の際の適切な消火活動や人命救助につなげられるよう、講習会等を開催します。

施策(4) 水難救助隊の運用

当町は陸奥湾に面しているにもかかわらず水難救助隊がありませんでした。

当町においても岸壁や船からの転落などの水難事故が起きる可能性があるため、2018（平成30）年11月に平内消防署水難救助隊の仮運用が執行され、青森消防との合同訓練によりスキル^{※22}アップを図っています。平内消防署単独で水難救助隊の運用ができるよう小型ボートの取得や、小型船舶免許の取得、潜水士の増強を図ります。

施策(5) 幹線道路(国道・県道)の整備促進

幹線道路（国道・県道）の整備促進に関しては、①大規模災害時の代替路線確保、②危険箇所や狭隘箇所の解消を図ります。

■ 協働の役割

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ○防災訓練や各種講習会等により防災意識の向上をめざします。 ○防災に関する知識を習得します。 ○平内町消防団員を1人でも多く増やします。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ○自主防災組織を組織し、災害時には迅速な避難行動や避難所運営が行えるよう防災訓練を行うなど、地域防災力の強化を図ります。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の防災訓練などに積極的に参加・協力します。 ○違法建設物を造らないようにします。

^{※22} スキル：訓練や経験などによって身につけた能力・技能。

6 交通安全・防犯対策の充実

所管課 町民課

■ 現状と今後の課題

2011（平成23）年、平内町と青森市浅虫を結ぶ全長4.2kmの「土屋バイパス」が開通し渋滞解消やドライバーの負担軽減に繋がっており、交通事故発生件数は減少傾向にあります。その一方で、全国的に死亡事故を引き起こす要因の一つとして、高齢ドライバーによる事故が年々増加傾向にあります。当町は、高齢ドライバーによる重大な交通事故は多くはありませんが、交通事故による悲惨な結果を生まないためにも交通安全対策の一層の充実が求められます。そのため、運転に不安を感じる高齢者の方に運転免許を自主的に返納してもらうよう「運転免許証自主返納者支援事業」を実施するとともに、運転免許保有者の高齢化に伴い、引き続き不安に感じる高齢ドライバーの方へ支援をしていく必要があります。

また、子どもや高齢者、障害者の一層の安全を図るため、車道と歩道の分離を進めるとともに、歩道は段差のないバリアフリー化を進め、安心して生活できる環境づくりが必要です。

防犯対策については、全国的に犯罪の認知件数は減少傾向にありますが、凶悪犯罪は依然として発生していることから町民生活にも少なからず不安を与えています。町民が安心して生活できるよう住民同士の信頼関係による明るい地域社会の構築が重要であり、今後も防犯意識の高揚を図りながら地域と関係機関の連携による犯罪のないまちづくりを進めていくことが必要です。

■ 施策の方向性

交通マナーの向上を図り、また幅広い交通安全対策を推進することにより安心して生活できる環境づくりに努めます。

(基本施策)

6 交通安全・防犯対策の充実

(取組施策)

(1) 交通マナーの向上



(2) 交通安全対策の充実

(3) 防犯体制の充実

» 成果指標

現 状

目 標

➤ 交通事故発生件数

年間19件

件数の減少

» 主な目標

現 状

目 標

➤ 交通安全の啓発活動推進

春・夏・秋の交通安全運動
活動実施

継続実施

■ 取組施策の推進

施策(1) 交通マナーの向上

交通安全関係者の指導のもとに、家庭・学校・職場・地域を通じて子どもから高齢者までを対象とした交通安全教室を開催し、無謀・逆走・飲酒等の違法運転の抑制に取り組み、夜間における自転車の無灯火運転をしない、また登校・下校時に歩道のない道路で広がって歩かないなどの注意を喚起し、歩行者、運転者双方のマナー向上を図ります。

特に、自動車運転者については、子どもや高齢者への配慮を喚起し、歩行者にやさしい運転を心がけるように街頭宣伝や広報誌での呼びかけなど、幅広い交通安全運動を推進します。また、高齢者に対しては「運転免許証自主返納者支援事業」を推進し交通事故の防止対策に努めます。

施策(2) 交通安全対策の充実

交通安全思想の普及に努め、交通事故発生を抑止するため、町内道路等における危険箇所の把握、カーブミラーやガードレールなどの交通安全関係設備の設置や補修などを継続して実施します。

施策(3) 防犯体制の充実

少年の犯罪や特殊詐欺被害を防止するため、家庭や学校と防犯関係機関が情報交換や防犯教育で連携を取りながら、地域ぐるみでの青少年の健全育成、防災無線や広報誌での呼びかけを行い、防犯体制の充実を図ります。

また、夜間における犯罪を防止するため、街路灯、防犯灯の計画的な整備を進め、町民が安心して日常生活を送ることができるよう犯罪のない明るい地域社会の構築に努めます。

■ 協働の役割

町 民

○関係機関と情報を共有し、町民一人ひとりが思いやりと交通マナーを守る

地 域

意識を高めます。